

介護保険サービス利用料 負担軽減・助成制度

現在軽減・助成を受けている方の認定期間は6月30日(木)までです。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎ (5273) 4176へ。

世帯全員が住民税非課税の方へ

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

介護サービスを受ける方の所得に応じて、利用者負担段階(下表1)により軽減します(下表2)。

※「世帯全員の住民税非課税」は、平成22年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年の所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、軽減の対象になります。

表1 利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分	
第1段階		生活保護を受けている方等
住民税	老齢福祉年金を受給している方	
非課税	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	
世帯	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	

表2 軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額(1日当たり)

施設の区分	①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設 ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
ユニット型個室	【軽減前】1,970円 【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円
ユニット型準個室	【軽減前】1,640円 【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円
従来型個室	【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円 第2段階の方…①は420円・②③は490円 第3段階の方…①は820円・②③は1,310円
多床室(相部屋)	【軽減前】320円 【軽減後】第1段階の方…負担なし、第2・第3段階の方…軽減なし
食費	【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円



介護保険サービス利用料の支払いが困難な方へ

介護保険サービス利用料の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減しています。

● 対象のサービス

- ①訪問介護、②介護予防訪問介護、③夜間対応型訪問介護、④通所介護、⑤介護予防通所介護、⑥認知症対応型通所介護、⑦介護予防認知症対応型通所介護、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨介護予防小規模多機能型居宅介護、⑩訪問看護、⑪介護予防訪問看護、⑫訪問入浴、⑬介護予防訪問入浴、⑭短期入所生活介護、⑮介護予防短期入所生活介護、⑯短期入所療養介護、⑰介護予防短期入所療養介護、⑱訪問リハビリ、⑲介護予防訪問リハビリ、⑳通所リハビリ、㉑介護予防通所リハビリ、㉒介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※社会福祉法人等のサービスは①~⑨⑭⑮⑯⑰⑱⑳㉑㉒㉓が対象

この軽減は、社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行なうことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合にのみ受けられます。

【対象】次のすべてに該当する方(被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く)

▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない

※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。

※2 基準貯蓄額…世帯員1人の場合350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券・債権等を含む。

【軽減の対象となる費用】サービス(①~⑩)の利用者負担額、居住費(滞在費)・食費【減額割合】それぞれの自己負担額の25%(利用者負担段階(左表1参照)が第1段階の方は50%)

世帯全員が住民税非課税の方へ

介護保険通所サービス利用時の食費を助成

世帯全員が住民税非課税の場合、介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護の通所サービス)利用時の食費を、1食に付き200円助成します。

区内この助成制度の実施を届け出た区内の事業所が提供するサービスが対象です。詳しくは、お問い合わせください。

※「世帯全員の住民税非課税」は、平成22年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年の所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、助成の対象になります。

18歳から参加できるようになりました

介護支援ボランティア・ポイント事業

ボランティア活動を通して地域で生き生きと暮らせるように応援し、高齢者への地域での支え合いが得でき、貯めたポイントは翌年換金か寄付できます(年間合計50ポイントまで)。活動に応じてボーナスが得られ、地域でのボランティア活動を通じて地域での支え合いが得でき、貯めたポイントは翌年換金か寄付できます(年間合計50ポイントまで)。

▼区内高齢者施設でのボランティア活動(配膳・話題)

● 対象になる活動

▼区内高齢者施設でのボランティア活動(配膳・話題)

▼区内高齢者施設でのボランティア活動(配膳・話題)